

平成29年度

学生便覧・講義要領

(法科大学院)

北海道大学大学院法学研究科
法律実務専攻

目 次

平成29年度授業日程

法科大学院長挨拶

教育理念・目標

法科大学院の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法科大学院の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

学生便覧

| | |
|---|----|
| I 履修要件 | 1 |
| 1. 要修得単位 | 1 |
| 2. 進級要件 | 1 |
| 3. キャップ制 | 1 |
| 4. 入学前の既修得単位の修了要件への算入 | 2 |
| 5. 入学後の他大学院との単位互換 | 2 |
| 6. 他の専攻, 他の研究科, 学院又は教育部の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目の履修 | 2 |
| 7. 単位互換協定 | 2 |
| II. 教育プログラム | 3 |
| 1. 基礎プログラム | 3 |
| 2. 深化プログラム | 3 |
| 3. 法実務基礎プログラム | 4 |
| 4. 先端・発展プログラム | 4 |
| 5. 学際プログラム | 4 |
| 6. 留意事項 | 5 |
| III. 教育方法 | 5 |
| IV. 不正行為の禁止 | 6 |
| V. 成績評価 | 6 |
| VI. 学修支援 | 6 |
| VII. 修学環境 | 7 |
| 1. 自習室について | 7 |
| 2. 附属図書館の利用について | 7 |
| 3. 法科大学院図書について | 7 |
| 4. 法学政治学資料センターについて | 8 |
| 5. 情報端末室の利用について | 8 |
| 6. ミーティングルーム及び喫煙室について | 8 |
| 7. コピーカード | 8 |
| 8. 日本学生支援機構奨学金 | 9 |
| 9. 授業料 | 10 |
| 10. その他 | 10 |
| (1) 各種願出・届出 | 10 |
| ◇休学願 | 10 |
| ◇復学願 | 10 |
| ◇退学願 | 11 |
| ◇保証書住所等変更届 | 11 |
| ◇改姓(名)届 | 11 |

平成29年度授業日程

| 期 間 | 週 | 事 項 |
|--------------------|---|--------------------|
| 4月5日(水) | | 新入生ガイダンス |
| 4月6日(木)～5月31日(水) | 8 | 授 業 (春学期・1学期) |
| 6月1日(木)～7月28日(金) | 8 | 授 業 (夏学期・1学期) |
| 6月2日(金) | | 開学記念行事日～大学祭(休講) |
| 6月7日(水)～6月8日(木) | | 春学期定期試験(基礎プログラム休講) |
| 7月25日(火)・7月27日(木) | | 補 講 日 |
| 7月31日(月)～8月10日(木) | 2 | 1学期・夏学期定期試験 |
| 8月14日(月)～9月20日(水) | 6 | 夏 季 休 業 |
| 8月21日(月)～9月15日(金) | 4 | 集 中 講 義 |
| 9月21日(木)～11月13日(月) | 8 | 授 業 (秋学期・2学期) |
| 11月14日(火)～1月22日(月) | 8 | 授 業 (冬学期・2学期) |
| 12月26日(火)～1月4日(木) | 1 | 冬 季 休 業 |
| 1月5日(金)～1月10日(水) | | 秋学期定期試験(基礎プログラム休講) |
| 1月12日(金) | | センター試験準備のため休講 |
| 1月23日(火)～1月25日(木) | | 補 講 日 |
| 1月26日(金)～2月8日(木) | 2 | 2学期・冬学期定期試験 |
| 3月22日(木) | | 学位記授与式 |

法科大学院長挨拶

北海道大学法科大学院へようこそ。ここに第14期の新入生のみなさんを迎えることとなりました。みなさん、ご入学おめでとうございます。また、在学生のみなさんは、新学期を迎え、気を引き締めていることと思います。

近時、法科大学院制度については様々なことがいわれており、法曹をとりまく状況についてもいろいろ厳しいことがいわれていることはご存知のことと思います。しかし、法曹が社会において果たす役割の重要性に変わりはありません。良き法曹になることは大変意味のあることです。その目標に向かって邁進してください。

これから皆さんは法曹になるため、司法試験に合格するために勉強していくわけですが、2年または3年後の受験に向けて、合格することのできる力を身につけるために何をしなければならないかを具体的にイメージすることが大切です。また、法律の勉強は、基本的な知識を身につける（法制度のあり方、趣旨を理解する）、基本的な考え方を身につける（法的問題を処理する際の考え方、思考様式を覚えこむほど身につける）というような日々の地道な努力の積み重ねです。しかし、一時的に集中して頑張ることは比較的容易であっても、努力を長期間継続することは簡単ではありません。

このような長期間のチャレンジに対応するのに、もっとも有効な方法は集団でチャレンジすることです。グループで勉強すれば、他人から刺激を受けることができます。それは具体的な法律的な議論の中身についてのこともあるでしょうし、勉強に対するモチベーションが上がるということもあります。また、勉強方法や将来についての情報を相互に交換することもできます（得られた情報から何を取捨するかも重要になってきます）。ですから、司法試験合格という共通の目標に向かってチャレンジすることのできる仲間を見つけることが非常に大切です。

また、司法試験合格は法曹への第一歩であってゴールではありません。司法試験に合格することができたとしても、法曹として社会で活動することのできる力がなければ意味がありません。法曹は人を相手にするものですから、独善的であってはならず、相手の話を聞き、相手がいいたいことを理解した上で、自分の考えを分かりやすく伝えることが必要です。相手を尊重した上で互いに切磋琢磨するという環境において、このような力を身につけることができるという意味でも集団でチャレンジすることは重要です。

司法試験に合格し、よき法曹となるという目標を達成することは容易なことではありませんが、日々の努力を積み重ねていくことで道は開けます。我々もみなさんのチャレンジをできる限りサポートしていきます。

法科大学院長 山本哲生

教育理念・目標

本法科大学院は、次のような能力・資質を備える法曹の養成を教育理念・目標としています。

1. 基本的法分野における体系的で深い理解
2. 先端的・応用的法分野における専門的知識
3. これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
4. 柔軟で創造的な思考力
5. 交渉能力と説得能力
6. 人権感覚・倫理性
7. グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
8. 他の専門分野に対する理解能力

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）は、グローバル化の中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっているという社会状況において、様々な社会領域の要請に応えることのできる、高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を目標にしています。

法科大学院では、この目標とする法曹像に求められる具体的な能力（学位授与水準）を定め、当該能力を身につけたことを示す所定の修了要件を満たした者に法務博士の学位を授与します。

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）の学位授与水準

現代社会において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応える応用力・発展力を持たなければなりません。法科大学院は、社会からの要請に応じる応用力・発展力の方向性として、先端的なビジネス部門を得意とする法曹、市民生活に密着した法曹の2つを想定し、法曹としてのコモンベーシックとしての基礎力および2つの方向性のいずれかにおける応用力・発展力という付加価値を有する法曹の養成を目標としており、次の能力を持つと認められる者に法務博士の学位を授与します。

- ・ 基本的法分野における体系的で深い理解
- ・ 先端的・応用的法分野における専門的知識
- ・ これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- ・ 柔軟で創造的な思考力
- ・ 交渉能力と説得能力
- ・ 人権感覚・倫理性
- ・ グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- ・ 他の専門分野に対する理解力

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法科大学院（大学院法学研究科法律実務専攻）は学位授与の方針で掲げる法曹を養成するため、次の特色ある取組により教育課程を編成し、実施します。

【5つの教育プログラム】

高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹養成のための、理論的教育と実務的教育を有機的、効果的に実施するため、次の5つの教育プログラムを提供します。

①基礎プログラム

法学未修者向けの授業科目として、法律基本科目に関する基礎的知識を修得させるプログラム

②深化プログラム

基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させるプログラム

③法実務基礎プログラム

法曹のあり方や社会的役割を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務の架橋となるべきプログラム

④先端・発展プログラム

知的財産法や環境法などの先端的法分野について深い専門知識を修得させるとともに、労働法、社会保障法など法律基本科目に対する関係で応用的・発展的な専門知識を修得させるプログラム

⑤学際プログラム

基礎法学や政治学等の知見を修得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、更にそれらの知見を法実践にも活かしうる能力の涵養を目指したプログラム

【社会からの要請に応じる応用力・発展力の養成のためのプログラム編成】

先端的なビジネス部門を得意とする法曹、市民生活に密着した法曹の2つを想定し、先端・発展プログラムの中に、①知的財産法、企業法務などの先端ビジネス部門と②環境法、医療訴訟などの生活関連部門という2つの部門を設けています。

【双方向的ないし多方向的授業】

双方向的で、対話、レポート作成を盛り込んだ教育手法を用いることによって、修得した法的専門知識の応用力、分析力、表現力を学生に体得させることを図ります。

【教育の質保証】

教育の質を保証するため、ファカルティ・ディベロップメント委員会を設け、授業評価等、教育内容及び方法の改善に取り組みます。

【キャリア形成の支援】

キャリアサポート委員を配置し、司法試験合格を果たした修了生の就職活動を支援するのはもちろんのこと、法曹からの転身をはかる修了生に対しても支援を行います。

學生便覽

I. 履修要件

履修要件は、入学した年度の学生便覧記載の内容によりますので、注意するとともに、修了するまで、この学生便覧をお持ちください。

1. 要修得単位（法学研究科規程第20条関連）

修了に必要な単位数は、3年課程で94単位、2年課程で64単位とします。

なお、修了に必要な単位数には、法科大学院教員会議が必要と認める「臨時の授業科目」の単位数を含めるものとします。

2. 進級要件（法学研究科規程第25条関連）

計画的・効率的な学習を促すため、進級要件を設けます。

3年課程の場合、2年次進級のためには28単位以上を修得していること、3年次進級のためには56単位以上を修得していることが必要です。なお、3年次進級のためには、全体で56単位以上修得しているだけでなく、基礎プログラム28単位以上を修得していることが必要です。

2年課程の場合、2年次進級のためには28単位以上を修得していることが必要です。

ただし、エクスターンシップの単位（1単位）は、修了要件に算入できますが、進級に必要な単位数に算入することができませんので注意してください。

なお、進級に必要な単位数には、法科大学院教員会議が必要と認める「臨時の授業科目」の単位数を含めるものとします。

平成29年度入学者から、GPAを進級要件に課します。3年課程の学生は、2年次進級及び3年次進級のためにはそれぞれGPAが1.3以上であることが必要です。2年課程の学生は、2年次進級のためにはGPAが1.3以上であることが必要です。

GPAに関する進級要件の詳細は、43頁の「法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ」をご確認ください。

なお、修了要件にはGPAを課しません。

3. キャップ制（法学研究科規程第23条関連）

密度の濃い学習を確保するため、1年ごとに履修できる科目の上限を設けます（キャップ制）。原則として1年につき36単位、最終学年の場合は1年につき44単位とします。

なお、キャップ制とは、修得できる単位数ではなく、登録できる単位数です。

また、エクスターンシップ（1単位）、知的財産法C（臨時開講科目）（1単位）及びフィールドワーク（1単位）については、その実施期間が学期外であること

に鑑み、いずれか1科目だけは36単位を超えて履修することができます。ただし、最終学年にあつては、44単位を超えて履修することができませんので、注意してください。

さらに、民法法基礎ゼミについては、キャップ制の対象外として取り扱います。

4. 入学前の既修得単位の修了要件への算入（法学研究科規程第22条関連）

本法科大学院入学前に「本学若しくは他の大学の大学院において修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果」について、法科大学院教員会議の承認によって30単位まで修了要件単位に算入することができます。法科大学院教員会議は、この承認に際して、当該科目が本法科大学院のどの教育プログラム（必要がある場合にはどの科目）に該当するかを指定します。

5. 入学後の他大学院との単位互換（法学研究科規程第21条、第21条の2関連）

本法科大学院の学生は、法科大学院教員会議の承認を得て、「他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修」することができます。この承認に際して、法科大学院教員会議は、その科目が本法科大学院のどの教育プログラム（必要がある場合にはどの科目）に該当するかを指定します。このようにして修得した単位は、30単位まで修了要件単位に算入することができます。

また、「学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果」についても、上記により修了要件単位に算入する単位数と合わせて30単位まで修了要件単位に算入することができます。

6. 他の専攻、他の研究科、学院又は教育部の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目の履修（法学研究科規程第20条第4項関連）

本法科大学院の学生は、法科大学院教員会議の承認を得て、「他の専攻、他の研究科、学院又は教育部（公共政策学教育部）の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目」を履修することができます。

このようにして修得した単位は、30単位まで修了要件単位に算入することができます。

7. 単位互換協定

北海学園大学大学院法務研究科（法科大学院）と単位互換協定及び授業料相互不徴収協定が結ばれております。（詳細は学生担当窓口にお問い合わせのこと）

※ ただし、以上の4.～7.の制度によって修了要件単位に算入される単位数の合計は、30単位を超えることができません。また、2年課程については、既に30単位が免除されている関係上、これらの制度による単位の算入は適用できません。

II. 教育プログラム

5種類の教育プログラムを提供します。

1. 基礎プログラム

法律基本科目に関する基礎的知識を習得するプログラムです。このプログラムは3年課程の入学者のために提供され、2年課程の入学者については免除されます。具体的な科目は次の通りです。

憲法Ⅰ～Ⅱ、行政法Ⅰ～Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅳ、商法Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟法Ⅰ～Ⅱ、刑法Ⅰ～Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ～Ⅱ、民事法基礎ゼミ。

*民法Ⅰ・Ⅱは3単位、憲法Ⅱ、行政法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅱ、民事法基礎ゼミは1単位、その他はすべて2単位。

以上の科目については、計33単位中14科目以上、28単位以上を必修としますが（選択必修）、いずれも重要な科目ですので、全科目の履修を強く推奨します。また、民法及び刑法については、民事法基礎ゼミ及び刑事法基礎ゼミが併行して開講されます。これらのゼミは民法・刑法の授業の復習を兼ねたものですので、必ず履修するようにしてください。

また、3年課程の場合、修了に必要な単位数として基礎プログラム及び深化プログラムの中から、憲法、行政法及び公法事例問題研究に係る授業科目から8単位以上、民法、商法、民事訴訟法、民事法事例問題研究及び商事法事例問題研究に係る授業科目から民法Ⅳまたは現代家族法を含み24単位以上、刑法、刑事訴訟法及び刑事法事例問題研究に係る授業科目から10単位以上を修得する必要があります。詳細は84頁の法学研究科規程別表第2をご確認ください。

2. 深化プログラム

法律基本科目に関する基礎的知識を前提として、その理解を、具体的事例問題の検討を通して理論・手続の両面から一層深化させるプログラムです。具体的な科目は次の通りです。

公法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、民事法事例問題研究Ⅰ～Ⅳ、商事法事例問題研究Ⅰ～Ⅱ、刑事法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ、現代家族法、債権法改正（臨時開講科目）
（すべて2単位）

以上の科目については、事例問題研究に係る授業科目24単位中20単位以上を修得する必要があります（選択必修）。ただし、実務法曹の基礎をなす重要なプログラムですので、全科目の履修を強く推奨します。

また、民事法事例問題研究については、既修者ゼミ（民事）が併行して開講さ

れます。このゼミは、民事法基礎ゼミを履修することのできない2年課程の1年次生のみなさんを対象とするもので、民法に対する理解を確実にすることを目指しています。したがって、2年課程の1年次のみなさんは必ず履修するようにしてください。

3. 法実務基礎プログラム

法曹のあり方や社会的役割（裁判官のあり方、弁護士倫理など）を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務の架橋を行い、また法曹に必要な基礎能力（リテラシー）や調査能力獲得を目指すプログラムです。具体的な科目は次の通りです。

法曹倫理Ⅰ～Ⅱ（2単位選択必修）、民事実務演習A（2単位必修）、民事実務演習B及び刑事実務演習ABC（4単位選択必修）、ローヤリング＝クリニックAB及び公法実務演習（4単位選択必修）、法情報学（2単位）、エクスターンシップ（1単位）

上記の必修科目及び選択必修科目から、計12単位以上を修得する必要があります。

4. 先端・発展プログラム

先端的・応用的法分野についての専門知識を修得させるプログラムです。以下のような(1)先端ビジネス部門と(2)生活関連部門、(3)共通科目及び(4)部門共通科目から構成されます。自らの関心により(1)か(2)のいずれかの部門を選択し、選択した部門、(3)及び(4)の科目から最低10単位以上を含む(1)～(4)の全体で合計12単位以上を修得する必要があります。

(1) 先端ビジネス部門（各2単位）：

現代企業法ⅠⅡ、現代取引民法（不動産法・担保法）、現代倒産・執行法ABC、知的財産法AB、知的財産法C（臨時開講科目）、現代知的財産法ABCD、経済法AB、現代経済法AB、租税法AB、企業法務

(2) 生活関連部門（各2単位）：

現代生活民法（消費者法・医事法）、環境法、情報法、地方自治法、労働法AB、労働法特論、社会保障法AB、環境法特論、医療訴訟

(3) 共通科目（各2単位、一部科目4単位）：

立法過程論、司法制度論、国際法AB、国際取引法、国際人権法、国際私法（4単位）、国際私法特論（臨時開講科目）、研究論文

(4) 部門共通

フィールドワーク（1単位）

5. 学際プログラム

基礎法学・政治学はもとより、経済学や経営学、さらには社会学等の知見を習

得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、さらにそれらの知見を法実践にも活かす能力の涵養を目指したプログラムです。4単位以上修得する必要があります。

現代法哲学、現代法社会論、現代法理論、日本法史、西洋法史、ローマ法、法と経済学、英米法、ヨーロッパ法、アジア法、比較法文化論、政策分析、政治過程論、国際公共政策学、比較政府間関係論（各2単位）

6. 留意事項

- (1) 基礎プログラム及び深化プログラムのすべての科目と法実務基礎プログラムの一部の科目については、「共通的な到達目標モデル」（いわゆるコア・カリキュラム）において、修得すべき事項の大綱が示されています。自分の学習の進捗状況を確認するために有用なツールとなりますので、たとえば各学期が終了した段階で、<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/result/result02.html> を参照することをお勧めします。
- (2) ローヤリング＝クリニックやエクスターンシップにあつては、他人の秘密やプライバシーに接することがあります。教務委員や担当教員及び受入先の担当者の指示に従い、法科大学院生としての自覚を持って、そのような事項を他に漏らすことのないよう、十分に注意してください。漏らした場合には処分されることがあります。
- (3) 先端・発展プログラム及び学際プログラムの科目には、隔年開講科目もありますので、注意してください。

Ⅲ. 教育方法

効果的な教育を実施するため、次のような措置を講じます。

1. すべての科目について、学生の予習・復習を前提とした、双方向的で密度の濃い授業を実施します。
2. 法律基本科目については、少人数教育を徹底し、50名を超えないクラスサイズとして設計します。
3. 効果的な学習を実現するため、基礎プログラムを中心として、4学期制を導入します。また、基礎プログラムに併行した形で、少人数制の基礎ゼミを開講します。
4. 法律文書作成能力を涵養するため、深化プログラムにおいては文書の添削指導を実施します。
5. ITを活用した教育支援システムを導入します。
6. 教育の質を向上させるため、学生による授業評価（アンケート）やファカルテ

イ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施します。

7. FD委員会では、学生による授業評価（アンケート）の内容を分析・検討し、授業方法等の向上に資するように、教員・学生に情報を還元します。

IV. 不正行為の禁止

試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、断じて許されないものです。万一不正行為があったときは、厳しく処分されます。ここでの試験には、小テスト等、学期末試験以外の試験も含まれます。学期中・学期末に提出するレポートも試験と同じ基準で判断されます。他人が作成したレポート（電子ファイルを含む）を複製したり加工したりして、自分のレポートとして提出することは認められません。また、レポート作成の際に文献やデータ（インターネット情報を含む）を引用・利用した場合には、その出所を明記しなくてはなりません。明記しない場合は不正行為と見なされます。

V. 成績評価

法科大学院には厳格で公正な成績評価が求められています。そのために次のような措置を講じます。

1. きめ細かな成績評価を可能とするため、5段階（秀・優・良・可・不可）の評価並びに合格及び不合格による評価制度を導入します。
2. 成績評価の公平性・透明性を確保するため、成績判定会議を設置します。同会議では、成績評価基準や成績分布等について審議します。
3. 的確な成績評価を行うため、相対評価の視点を導入します。不可は絶対評価ですが、秀・優・良・可については、履修者数が25名以上の科目や基礎プログラム（民事法基礎ゼミを除く）ではバランスに配慮し、原則として、秀ないし優はおおむね15%～30%程度、また成績分布は山型になるよう努めます。さらに、これ以外の科目にあっても、評価が同一の成績区分に集中することのないよう留意します。
4. 成績評価基準をシラバスに明記するとともに、履修者数の少ない一部の科目を除き、各科目につき、成績分布を公表します。

VI. 学修支援

学生のみなさんの勉学意欲を喚起し、効果的な学習を支援するため、オフィスア

ワー、クラス担任制、学生委員・学生支援委員の配置など、きめ細かな学修支援体制を整備しています。

| | | |
|----------------|----------------------|-----------|
| 教 務 委 員 | 佐々木雅寿 教 授 | 研究室 3 2 0 |
| | 橋場 弘之 特任教授 | ” 5 2 4 |
| | 城下 裕二 教 授 | ” 5 1 2 |
| 学 生 委 員 | 野田 耕志 教 授 | 研究室 4 2 5 |
| | 磯部 真士 特任教授 | ” 5 0 7 |
| | 山木戸勇一郎 准 教授 | ” 5 2 1 |
| | 小名木明宏 教 授 | ” 5 1 8 |
| 学生支援委員 | 中川 寛子 教 授 | 研究室 5 2 2 |
| ク ラ ス 担 任 | (3年課程1年次) 山木戸勇一郎 准教授 | 研究室 5 2 1 |
| | (2年課程1年次) 中川 寛子 教 授 | ” 5 2 2 |
| | (3年課程2年次前期) 池田 悠 准教授 | ” 5 0 4 |
| | (3年課程2年次後期) 藤原正則 教 授 | ” 4 0 9 |
| | (2年課程2年次) 曾野 裕夫 教 授 | ” 4 1 3 |
| | (3年課程3年次) 米田 雅宏 教 授 | ” 3 1 3 |
| 図 書 委 員 | 野田 耕志 教 授 | 研究室 4 2 5 |
| キ ャ リ ア サポート委員 | 池田 清治 教 授 | 研究室 4 1 4 |

- ・ 成績不良者に対しては、法律実務専攻長（法科大学院長）が直接指導、注意を行い、学習の態勢を整えさせます。

VII. 修学環境

1. 自習室について

法律実務専攻（法科大学院）の各学生に自習室を割り当て、自習室の鍵を貸与します。

なお、自習室（W602室）に関しては、学生証（ICカード）により入室可能となっています。

また、建物玄関が開錠されているのは7時から22時までです。自習室内の清掃及び整理整頓は使用者の責任で行ってください。

2. 附属図書館の利用について

附属図書館の開館時間、利用方法等については、附属図書館が発行する「図書館利用案内」等を参照してください。

3. 法科大学院図書室について

本研究科研究棟1階に「法科大学院図書室」（108室）が設置されています。

法科大学院図書館（108室）は、学生証（ICカード）により入室可能となっています。

なお、図書の貸し出しは一切していません。また、室外への図書の持ち出しは厳禁です。本図書室を利用の際は、ルールを守り、他の利用者に迷惑がかからないよう十分に留意してください。

4. 法学政治学資料センターについて

法学政治学資料センター（本研究科研究棟2階215号室）では新刊雑誌、法令・判例集、法律辞典、法学政治学分野のデータベースが利用できます。当室の受入雑誌をもとに作成する「判例カード」を本研究科のホームページに公開しており、2名のスタッフが資料についての問合わせにも対応しています。

5. 情報端末室の利用について

本研究科には、学生の学習支援のために共用の情報機器が設置された情報端末室（人文・社会科学総合教育研究棟2階W204）があります。利用に際しては、「利用規程」に従ってください。

6. ミーティングルーム及び喫煙室について

本研究科研究棟2階に「ミーティングルーム」（206、216及び217）があります。教員および学生が日常的に親しく学術・教育の情報・意見等を交換し、相互理解と啓発をはかる目的で設置されています。利用時間は、7時から22時までです。

また、W棟1階には「喫煙室」がありますが、喫煙についてはマナーを守ってください。

7. コピーカード

複写機については、カードシステムを採用し、2階コピー室（213）及び1階事務室前複写室、法科大学院図書館、法学政治学資料センター、附属図書館書庫内、W棟6階ディスカッションラウンジに設置している複写機をそれぞれ利用できます。

各年度でのコピーの使用限度は、モノクロで2,250面です。

（片面コピー＝1面、両面コピー＝2面、Nアップ・片面コピー＝1面、Nアップ・両面コピー2面でカウントします。）

使用限度を超えた場合は、コピーカードを回収します。使用限度を超えなかった分については、翌年度に繰り越しはしません。

各コピー機のコピーカードリーダーに表示される数字は、そのコピー機で1か月に利用した面数となります。各コピー機の利用面数を足した数字が、その月に利用しているコピー面数となりますので、各自管理をお願いいたします。

コピーカードリーダーの数字は、毎月リセットされます。

なお、学籍上の異動（休学，退学，留学等）があった場合及び使用限度を超えた場合は、速やかにコピーカードを学生担当窓口へ返却しなければなりません。

コピーカードは原則として再発行しませんので、保管・取扱いには十分注意してください。

8. 日本学生支援機構奨学金

(1) 日本学生支援機構の奨学金とは

日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還していただくこととなります。申込みの際は、あなたの経済状況や人生・生活設計に基づき、十分考慮のうえ申込みをしてください。

(2) 奨学金の種類

- ① 大学院第一種奨学金＝無利子貸与
- ② 大学院第二種奨学金＝有利子貸与

(3) 貸与月額

- ① 第一種奨学金 専門職大学院課程 50,000 円 または 88,000 円
- ② 第二種奨学金 以下のいずれかの金額
50,000 円, 80,000 円, 100,000 円, 130,000 円, 150,000 円, 190,000 円,
220,000 円

(4) 奨学金の申込み条件

奨学金申込者の人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている者の中から大学の選考委員会等で選考し、機構に推薦します。機構では審査のうえ採用候補者を決定します。基準を満たしていても、予算の関係で採用候補者に決定されない場合がありますのでご注意ください。

なお、次の者は推薦できません。

- ① 収入基準額を超える者（収入基準額については、日本学生支援機構のホームページ <http://www.jasso.go.jp/index.html> 等で確認してください。）
- ② 修業年限を超えて在学する者（修業年限には病気等による休学期間は含まない。）
- ③ これまでに機構から大学院の奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間（貸与終期）が制限される場合があります。

(5) 奨学金継続願

「奨学金継続願」とは、奨学生に対して奨学金の継続の意思を確認するものであり、毎年1回奨学生本人が自ら判断して機構に提出しなければなりません。「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）後、大学が適格基準に基づき継続の

可否を判断する適格認定を行います。所定の期間内に「奨学金継続願」が提出されないと次年度から貸与が打ち切られるので注意してください。

(6) 特に優れた業績による返還免除について

第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。

免除の申請は希望者が行うものですが、本学の推薦が必要となります。

9. 授業料

2期分（1年間）の授業料が未納の場合は、理由の如何に関わらず本学大学院通則第20条第4号に基づき除籍となりますので、納付を遅滞することのないよう十分に注意してください。

本学大学院通則第33条に規定する入学料の額及び授業料の年額は、平成29年4月1日現在次のとおりです。

| 区 分 | 授業料の年額 | 入 学 料 |
|----------|-----------|-----------|
| 法科大学院の課程 | 804,000 円 | 282,000 円 |

注記：授業料の年額が改定された都度、在学者に適用される制度（スライド制）が適用されます。なお、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者等に対して、授業料を免除する制度があります。詳細については、掲示等で周知します。

10. その他

(1) 各種願出・届出

休学、退学、留学等をする場合は、事前に学生担当窓口へ願い出て許可を受けなければなりません。

◇休学願

病気その他の事由により休学（2ヶ月以上）を願い出るときは、病気の場合は医師の診断書（療養のための休学を必要とする期間を明記のもの）、その他の場合にはその理由を明記した詳細な事由書（様式は任意）を提示し、本研究科所定の休学願を学生担当窓口で受け取り、研究科長宛に願い出て（診断書等添付）許可を受けてください。手続きが遅れるとその期の授業料を納付しなければなりませんので、あらかじめ十分に注意してください。

願い出は年度ごととなりますので、長期休学を要する場合は、まず当該年度分を願い出て、後日新年度の更新分を改めて願い出る必要があります。

◇復学願

病気その他の事由により休学中の者が、その事由が消滅して復学しようとする

場合には、本研究科所定の復学願を学生担当窓口で受け取り、それにより研究科長宛に願い出て許可を受けてください。

◇退学願

病気その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、本研究科所定の退学願を学生担当窓口で受け取り、その事由を詳しく明記し、連帯保証人と連署で、かつクラス担任教員の確認を受け研究科長宛に願い出て許可を受けなければなりません。ただし、授業料未納の場合は未納分を完納しなければなりません。

◇保証書住所等変更届

学生本人又は、連帯保証人の現住所・電話番号の変更、「授業料納入のお知らせ」送付先区分の変更があったときは、所定の「保証書住所等変更届」により遅滞なく届け出てください。

◇改姓（名）届

改姓名の届け出については、所定の届出用紙のほか戸籍抄本の添付を必要とします。

◇その他

その他の諸届については、学生担当窓口にお問い合わせください。

(2) 学 生 証

学生証は、入学した年度の4月に交付します。交付された学生証は標準修業年限まで使用しますので、取り扱いに注意し、学生証裏面の注意事項を遵守してください。

また、学生担当窓口における各種手続の際にその都度提示を求めますので、常に携帯してください。

(3) 各種証明書の発行

各種証明書の発行については、学生担当窓口で「証明書発行願」により願い出てください。願い出を受理した日の土日・祝日を除いた翌々日の午後以降に発行します。ただし、在学証明書、成績証明書、修了見込証明書、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）（旅客鉄道会社の割引普通乗車券を購入する場合に使用）及び健康診断証明書については、以下に記載の場所に設置されている証明書自動発行装置（ACM）の操作により入手してください。（発行操作には、学生証が必要です。）

◇ 証明書自動発行装置の設置場所は次のとおりです。

- ① 文系共同講義棟2階ホール
- ② 高等教育推進機構1階ロビー
- ③ クラーク会館センターホール
- ④ 工学部正面玄関ロビー
- ⑤ 農学部正面玄関横
- ⑥ 薬学部正面玄関ホール
- ⑦ 環境科学院正面玄関ロビー

利用時間：月曜日から金曜日の9：00から18：00まで

(ただし、祝日、年末年始の期間及び年度初め等のデータ更新時期を除きます。)

証明書の発行枚数：在学証明書、成績証明書、修了見込証明書は1日各4枚まで、学割証は年間10枚まで、健康診断証明書は1日5枚まで、です。

(4) 法科大学院学生に対する連絡について

法科大学院学生に対する一切の連絡事項等は、法学研究科・法学部玄関横のホール及び事務室前に設置されている掲示板により周知しますので、常に掲示板に注意してください。

(5) 保健センター

◇定期健康診断

定期健康診断は、毎年1回4月に実施されます。学生は、診断を受けるよう義務付けられておりますので、必ず指定された期間（掲示により通知）に受けてください。なお、この定期健康診断の全ての診断項目を受診しなければ、健康診断書の発行等ができません。

◇健康診断書の発行

健康診断書の申込受付及び発行は、保健センター②番窓口で行っています。申込受付時間は、平日の13：00から15：30までです。(ただし、内科休診日は発行できません。)

◇健康相談・診療・カウンセリング

カウンセリングを希望する場合は、まず精神衛生相談を受診してください。

診療

| 診療科目 | 曜日 | 受付時間 |
|--------|-----|-------------|
| 内科 | 月～金 | 13:00～15:30 |
| 精神衛生相談 | | |

カウンセリング

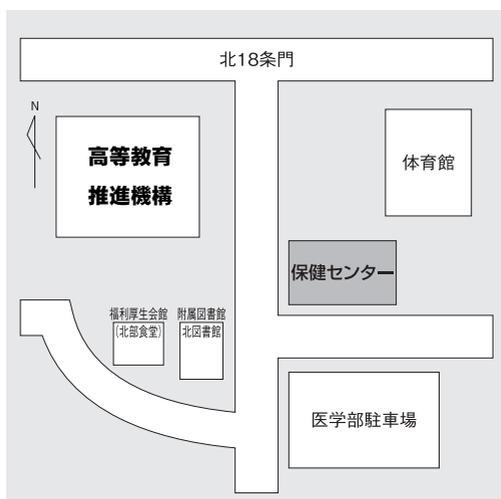
| 曜日 | 相談時間 |
|-----|-------|
| 月～金 | 午前・午後 |

健康相談

| 相談科目 | 曜日 | 相談時間 |
|------|-----|--|
| 歯科相談 | 予約制 | 予約は学内のパソコンにて保健センターホームページから予約してください(学内のパソコンのみアクセス可能)。 |

なお、診療は事情により休診となる場合がありますので、休診情報（保健センターホームページ）を確認してください。

◎保健センターの場所（札幌市北区北16条西7丁目）



(6) 学生相談・ハラスメントに関する相談

本学には、身体的・精神的に自分の健康について何か心配、気になることがあるとき、また、修学上の問題や人間関係等の多様な悩みごとに応じる相談室等があります。悩み等があるときは、気軽に相談室を利用してください。

◇文学部・法学部学生相談室

法学研究科・法学部では、文学研究科・文学部と共同で、「文学部・法学部学生相談室」を設置しています。専門のカウンセラーが在室しており、どんな小さなことについても相談に応じますので、気軽に利用してください。

①開室時間

毎週火曜日及び金曜日 13:00～17:00（祝日・休日を除く）※

※予約は、原則Eメールで行うこと。

予約申込メールは、月曜日～金曜日対応。

文学部・法学部学生相談室メールアドレス

letsoudan@let.hokudai.ac.jp

②場所

文学部管理棟2階

③相談員

カウンセラー 大崎 明美

文学部・法学部学生相談室カウンセラーより

私はカウンセラーで臨床心理士の大崎です。学生相談室は、あなたの抱えている心の問題や悩みにも最もふさわしい解決を目指してカウンセリングを行うところです。

学生生活は、修学・研究とともに将来の進路を選択する場でもあり、自分を見つめ直すことは、勉学的一方にある学生の仕事とってよいかもしれません。

ときに様々なことが困難と感じられ、悩みや課題を抱えることがあるかもしれません。今まで面白いと思っていたことが色あせて中途半端のように感じたり、自分だけが周りや違ってうまくいかず取り残されているように思ったりすることがあるかもしれません。「何をしても面白くない」「やる気が起きない」「人が会うのがつらい」「寝つきが悪い」「大学に来ることが難しい」等々不調感がありましたら、ぜひ相談に来てください。

学生相談室で話された内容は、守秘義務に基づきあなたの許可なく他人に開示することはありません。ちょっとした質問や気がかりなことでも、どうぞお気軽に相談ください。

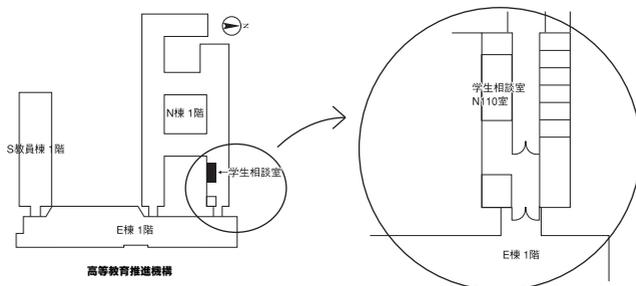
◇全学学生相談室

学生相談室では、月～金曜日（祝日・休日を除く）の毎日下記の時間に相談の申し込みを受け付けています。

| | |
|-------|--|
| 受付時間 | 月曜日～金曜日 10:15～17:00 |
| 電話予約 | TEL 011-706-7463 |
| メール予約 | gakusou-yoyaku@academic.hokudai.ac.jp |

相談を希望する場合は、事前に予約していただくと便利です（予約優先）。

◎全学学生相談室の場所



◇ハラスメント相談室

ハラスメント相談室では、専門相談員が毎週月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）の9：30～18：00に相談を受け付けています。

電話：011-706-2095 又は 011-706-2096

E-mail:soudan@general.hokudai.ac.jp

(7) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び法科大学院生教育研究賠償責任保険（法科賠）について

「学研災」は、国内外における本学の教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合及び通学中の事故・学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合の補償のために加入するものです。

「法科賠」は、日本国内外において、保険期間中に学生が、以下の事由により被る法律上支払わなければならない損害賠償金について、てん補限度額の範囲内で補償を行うものです。

- ◇ ①正課、学校行事、②正課・学校行事・課外活動に位置づけられるインターンシップ、ボランティア活動、③自宅と①、②の活動場所への往復中に、他人にケガをさせ（対人賠償）、もしくは他人の財物を損壊（対物賠償）したこと。
- ◇ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に、依頼人の身体を不当に拘束することにより自由を侵害または名誉を毀損したこと。（人格権侵害補償）
- ◇ 正課または学校行事としての臨床法学実習中に知りえた依頼人の個人情報に関し、口頭・文書・図画その他これらに類する表示行為によって依頼人の名誉を毀損またはプライバシーを侵害したこと。（人格権侵害補償）

なお、詳しくは別途配付する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」及び「法科大学院生教育研究賠償責任保険加入者のしおり」を参照してください。

(8) そ の 他

- ◇ 法学研究科・法学部管理棟 1 階事務室横の西側玄関付近に、自習室毎のメールボックスを設置しています。各自習室でメールボックスの鍵の管理者を決め、鍵の管理者は常にメールボックスの中を確認し、投函されているものがある場合には、すみやかに各自習室へ持って行ってください。
- ◇ 学生の自動車・オートバイ等による通学（構内通行）は禁止しています。
- ◇ 建物内のパブリック・スペースは、W棟 1 階喫煙室を除き、全て禁煙です。

Ⅷ. 各科目の担当教員

☆がついているのは、平成 29 年度に開講されない科目です。

○は専任教員，*は実務家教員です。

基礎プログラム

| | 授業科目名 | 単位 | 授業担当教員 | 専 | 実 |
|---------|----------|-------|--------|---|---|
| | 憲 法 I | 2 | 常本 照樹 | | |
| | 憲 法 II | 1 | 常本 照樹 | | |
| | 行政法 I | 2 | 岸本 太樹 | ○ | |
| | 行政法 II | 1 | 岸本 太樹 | ○ | |
| | 民 法 I | 3 | 池田 清治 | ○ | |
| | 民 法 II | 3 | 池田 清治 | ○ | |
| | 民 法 III | 2 | 池田 清治 | ○ | |
| | 民 法 IV | 2 | 池田 清治 | ○ | |
| | 商 法 I | 2 | 野田 耕志 | ○ | |
| | 商 法 II | 2 | 川村 力 | | |
| | 商 法 III | 2 | 山本 哲生 | ○ | |
| | 民事訴訟法 I | 2 | 町村 泰貴 | | |
| | 民事訴訟法 II | 1 | 町村 泰貴 | | |
| | 刑 法 I | 2 | 城下 裕二 | ○ | |
| | 刑 法 II | 2 | 小名木明宏 | ○ | |
| | 刑事訴訟法 I | 2 | 上田信太郎 | ○ | |
| | 刑事訴訟法 II | 1 | 上田信太郎 | ○ | |
| | 民事法基礎ゼミ | 1 | 綱森 史泰 | | * |
| 三春 裕嗣 | | | | * | |
| 後藤 雄則 | | | | * | |
| 伊藤 絢子 | | | | * | |
| 吉田 悟志 | | | | * | |
| 山田 幸司 | | | | * | |
| 刑事法基礎ゼミ | | 高野俊太郎 | | * | |
| | | 渡邊 宙 | | * | |

深化プログラム

| | | | | | |
|--|--------------|---|-------|---|--|
| | 公法事例問題研究 I | 2 | 佐々木雅寿 | ○ | |
| | 公法事例問題研究 II | 2 | 米田 雅宏 | ○ | |
| | 公法事例問題研究 III | 2 | 西村 裕一 | ○ | |
| | | | 岸本 太樹 | ○ | |

| | | | | | |
|--|---------------|---|--------|---|---|
| | 民事法事例問題研究Ⅰ | 2 | 松久三四彦 | | |
| | | | 根本 尚徳 | | |
| | 民事法事例問題研究Ⅱ | 2 | 曾野 裕夫 | ○ | |
| | 民事法事例問題研究Ⅲ | 2 | 藤原 正則 | ○ | |
| | 民事法事例問題研究Ⅳ | 2 | 山木戸勇一郎 | ○ | |
| | 商法事例問題研究Ⅰ | 2 | 山本 哲生 | ○ | |
| | 商法事例問題研究Ⅱ | 2 | 野田 耕志 | ○ | |
| | 刑事法事例問題研究Ⅰ | 2 | 城下 裕二 | ○ | |
| | 刑事法事例問題研究Ⅱ | 2 | 小名木明宏 | ○ | |
| | 刑事法事例問題研究Ⅲ | 2 | 磯部 真士 | ○ | * |
| | 現代家族法 | 2 | 櫛橋 明香 | | |
| | 債権法改正（臨時開講科目） | 2 | 池田 清治 | ○ | |
| | 既修者ゼミ（民事） | | 山口 達哉 | | * |
| | | | 芝 雄亮 | | * |
| | | | 鷺見 圭一 | | * |
| | | | 池田 賢太 | | * |
| | | | 縄野 歩 | | * |
| | | | 皆川 洋美 | | * |

法実務基礎プログラム

| | | | | | |
|--|---------------|---|-------|---|---|
| | 法曹倫理Ⅰ | 2 | 花形 満 | ○ | * |
| | 法曹倫理Ⅱ | 2 | 花形 満 | ○ | * |
| | | | 新川 生馬 | | * |
| | 民事実務演習A | 2 | 村井壯太郎 | ○ | * |
| | 民事実務演習B | 2 | 朝倉 靖 | ○ | * |
| | 刑事実務演習A | 2 | 藏重 有紀 | ○ | * |
| | 刑事実務演習B | 2 | 磯部 真士 | ○ | * |
| | 刑事実務演習C | 2 | 結城真一郎 | | * |
| | 公法実務演習 | 2 | 佐藤 昭彦 | | * |
| | ローヤリング＝クリニックA | 2 | 橋場 弘之 | ○ | * |
| | ローヤリング＝クリニックB | 2 | 橋場 弘之 | ○ | * |
| | 法情報学 | 2 | 町村 泰貴 | | |
| | エクスターンシップ | 1 | 佐々木雅寿 | ○ | |

先端・発展プログラム

(先端ビジネス部門)

| | | | | | |
|---|-----------------|---|--------|---|---|
| ☆ | 現代企業法Ⅰ | 2 | | | |
| | 現代企業法Ⅱ | 2 | 山本 哲生 | ○ | |
| ☆ | 現代取引民法 | 2 | | | |
| | 現代倒産・執行法A | 2 | 山木戸勇一郎 | ○ | |
| | 現代倒産・執行法B | 2 | 中島 弘雅 | | |
| | 現代倒産・執行法C | 2 | 吉川 武 | | * |
| | 知的財産法A | 2 | 田村 善之 | ○ | |
| | 知的財産法B | 2 | 田村 善之 | ○ | |
| | 知的財産法C (臨時開講科目) | 1 | 田村 善之 | ○ | |
| | | | 吉田 広志 | | |
| | | | 飯村 敏明 | | * |
| | | | 林 いづみ | | * |
| | | | 奥邨 弘司 | | |
| | 韓 相郁 | | * | | |
| ☆ | 現代知的財産法A | 2 | | | |
| ☆ | 現代知的財産法B | 2 | | | |
| | 現代知的財産法C | 2 | 田村 善之 | ○ | |
| | 現代知的財産法D | 2 | 田村 善之 | ○ | |
| | 経済法A | 2 | 中川 寛子 | ○ | |
| | 経済法B | 2 | 中川 寛子 | ○ | |
| | 現代経済法A | 2 | 中川 寛子 | ○ | |
| | 現代経済法B | 2 | 中川 寛子 | ○ | |
| ☆ | 租税法A | 2 | | | |
| | 租税法B | 2 | 増井 良啓 | | |
| | 企業法務 | 2 | 桶谷 和人 | | * |

(部門共通)

| | | | | | |
|--|----------|---|-------|---|--|
| | フィールドワーク | 1 | 佐々木雅寿 | ○ | |
|--|----------|---|-------|---|--|

(生活関連部門)

| | | | | | |
|---|--------|---|-------|--|--|
| ☆ | 現代生活民法 | 2 | | | |
| | 環境法 | 2 | 山下 竜一 | | |
| | 情報法 | 2 | 村上 裕章 | | |

| | | | | | |
|---|--------|---|-------|---|---|
| ☆ | 地方自治法 | 2 | | | |
| | 労働法A | 2 | 池田 悠 | ○ | |
| | 労働法B | 2 | 森戸 英幸 | | |
| | 労働法特論 | 2 | 開本 英幸 | | * |
| ☆ | 社会保障法A | 2 | | | |
| | 社会保障法B | 2 | 加藤 智章 | | |
| | 環境法特論 | 2 | 菅澤 紀生 | | * |
| | 医療訴訟 | 2 | 増谷 康博 | | * |

(共通科目)

| | | | | | |
|--|-----------------|---|-------|---|---|
| | 立法過程論 | 2 | 木下 和朗 | | |
| | 司法制度論 | 2 | 朝倉 靖 | ○ | * |
| | 国際法A | 2 | 児矢野マリ | | |
| | 国際法B | 2 | 児矢野マリ | | |
| | 国際取引法 | 2 | 曾野 裕夫 | ○ | |
| | 国際人権法 | 2 | 児矢野マリ | | |
| | | | 齊藤 正彰 | | |
| | 国際私法 | 4 | 嶋 拓哉 | | |
| | 国際私法特論 (臨時開講科目) | 2 | 嶋 拓哉 | | |
| | 研究論文 | 2 | 佐々木雅寿 | ○ | |

学際プログラム

| | | | | | |
|---|----------|---|-------|--|--|
| | 現代法哲学 | 2 | 長谷川 晃 | | |
| | 現代法社会論 | 2 | 尾崎 一郎 | | |
| ☆ | 現代法理論 | 2 | | | |
| | 日本法史 | 2 | 桑原 朝子 | | |
| | 西洋法史 | 2 | 田口 正樹 | | |
| | ローマ法 | 2 | 水野 浩二 | | |
| | 法と経済学 | 2 | 会沢 恒 | | |
| | 英米法 | 2 | 会沢 恒 | | |
| | ヨーロッパ法 | 2 | 齋藤 哲志 | | |
| ☆ | アジア法 | 2 | | | |
| ☆ | 比較法文化論 | 2 | | | |
| | 比較政府間関係論 | 2 | 山崎 幹根 | | |

| | | | | | |
|--|---------|---|-------|--|--|
| | 政策分析 | 2 | 宮脇 淳 | | |
| | 政治過程論 | 2 | 空井 護 | | |
| | 国際公共政策学 | 2 | 鈴木 一人 | | |

IX. 教員紹介

※氏名、法科大学院における担当科目、専門分野の順

【専任教員】

A 研究者教員

| |
|--|
| 池田 清治 |
| 民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ，債権法改正（臨時開講科目） |
| 民法：契約法の基礎理論とその現代的展開を研究してきたが，最近は消費者法にも関心を持っている。 |

| |
|---|
| 池田 悠 |
| 労働法A |
| 労働法：労働契約関係をめぐる個別的・集団的な規律，労働法と他の法分野との交錯領域。 |

| |
|--|
| 上田 信太郎 |
| 刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ |
| 刑事訴訟法：近時は刑事証拠法分野のうち補強法則，自白の信用性の問題を中心に研究を行っている。 |

| |
|---|
| 小名木 明宏 |
| 刑法Ⅱ，刑事法事例問題研究Ⅱ |
| 刑法：違法論，責任論，文書偽造罪，盗品等関与罪を中心に研究を行っている。最近では予防法制に重点を置いており，刑事政策的観点からも考察している。 |

| |
|--|
| 岸本 太樹 |
| 行政法Ⅰ・Ⅱ，公法事例問題研究Ⅲ |
| 行政法学：近年では，特に，公共的な事務・事業の遂行を民間事業者等に委託する際に締結される行政契約（民間委託契約）に焦点を当てた研究を行っている。 |

| |
|-----------------------------------|
| 佐々木 雅寿 |
| 公法事例問題研究Ⅰ，エクスターンシップ，フィールドワーク，研究論文 |
| 憲法：対話的違憲審査の理論，カナダ憲法，人権の実効的救済方法など。 |

| |
|---|
| 城下 裕二 |
| 刑法Ⅰ，刑事法事例問題研究Ⅰ |
| 刑法：責任論・未遂犯論・罪数論・量刑論を中心に研究を行っている。最近では、医事刑法、特に終末期医療および臓器移植をめぐる諸問題についても検討している。 |

| |
|--|
| 曾野 裕夫 |
| 民事法事例問題研究Ⅱ，国際取引法 |
| 民法：契約法・国際商取引法を私的秩序形成における法の役割という視点から研究している。 |

| |
|--------------------------------|
| 田村 善之 |
| 知的財産法A・B・C（臨時開講科目），現代知的財産法C・D |
| 知的財産法：知的財産法全般にわたる体系の構築と裁判例の研究。 |

| |
|--|
| 中川 寛子 |
| 経済法A・B，現代経済法A・B |
| 排除行為全般。垂直制限。デジタル・プラットフォームに対する競争法適用可能性。 |

| |
|-------------|
| 西村 裕一 |
| 公法事例問題研究Ⅲ |
| 憲法：日本憲法学説史。 |

| |
|--|
| 野田 耕志 |
| 商法Ⅰ，商事法事例問題研究Ⅱ |
| 商法：主に会社法と金融商品取引法。企業情報開示制度，コーポレート・ガバナンス，証券取引規制。 |

| |
|---|
| 藤原 正則 |
| 民事法事例問題研究Ⅲ |
| 民法：不当利得法，担保法，家族法，特にドイツの相続に関する予防法学を中心とした相続法。 |

| |
|-----------------------|
| 山木戸 勇一郎 |
| 民事法事例問題研究Ⅳ，現代倒産・執行法 A |
| 民事訴訟法，民事執行法など |

| |
|-----------------------------------|
| 山本 哲生 |
| 商法Ⅲ，商事法事例問題研究Ⅰ，現代企業法Ⅱ |
| 商法：企業取引に関する法規制，企業組織に関する法規制。保険契約法。 |

| |
|----------------------------------|
| 米田 雅宏 |
| 公法事例問題研究Ⅱ |
| 行政法：警察法を素材としながら行政法理論全般の研究を行っている。 |

B 実務家教員

| |
|---|
| 朝倉 靖 |
| 民事実務演習B, 司法制度論 |
| 弁護士：平成8年弁護士登録。一般民事事件を中心として、企業法務、倒産事件、少年事件、家事事件、子どもの権利に関わる事件などを取り扱っています。 |

| |
|---|
| 磯部 真士 |
| 刑事法事例問題研究Ⅲ, 刑事実務演習B |
| 弁護士：平成12年検事任官, 大阪, 秋田, 東京, さいたま各地検勤務, 平成18年弁護士登録。弁護士登録後も, 裁判員裁判を含む刑事事件を民事事件と共に広く取り扱う。 |

| |
|---|
| 藏重 有紀 |
| 刑事実務演習A |
| 平成7年検察官検事任官。検察官、訟務検事、国税審判官、大学院非常勤講師として勤務。刑事実務並びに民事・行政訴訟実務経験に基づき、主に租税争訟(手続法)においてバランスの良い現実的な解釈論を目指して研究している。 |

| |
|--|
| 橋場 弘之 |
| ローヤリング＝クリニックA・B |
| 弁護士：平成4年登録。一般民事家事事件のほか、破産管財人・民事再生監督委員・会社更生管財人常置代理人・成年後見人・相続財産管理人の業務を多く担当し、医療事件(患者側)とADR(リーガルコミュニケーション論)をライフワークとして取り組んでいる。週末はランと野球で汗を流し楽しんでいます。 |

| |
|---|
| 花形 満 |
| 法曹倫理Ⅰ・Ⅱ |
| 弁護士：弁護士(平成5年弁護士登録)として、民事・企業法務・刑事等さまざまな事件を扱っていますが、医療過誤事件(患者側)にやりがいを感じています。 |

| |
|---|
| 村井 壯太郎 |
| 民事実務演習A |
| 裁判官：平成17年裁判官任官。以後、横浜地裁、那覇家・地裁沖縄支部、東京家裁、最高裁家庭局、東京地裁に勤務し、平成28年4月から札幌地裁判事として民事事件を担当。 |

【兼担教員】

A 研究者教員

| |
|--|
| 会沢 恒 |
| 法と経済学, 英米法 |
| 比較法・英米法：懲罰的賠償と不法行為改革。連邦制。アメリカ型法思考と「政策」。ニューヨーク州弁護士。 |

| |
|--------------------------------------|
| 尾崎 一郎 |
| 現代法社会論 |
| 法社会学：日本の都市の共同体における公共性と法との関わりについての研究。 |

| |
|---|
| 加藤 智章 |
| 社会保障法B |
| 社会保障法：社会保険における強制加入，保険者・被保険者関係，財源論など，社会保険の総論的検討を行いたいと考えています。 |

| |
|--|
| 川村 力 |
| 商法Ⅱ |
| 商法：企業結合。会社財産と債権者の関係。倒産と企業再編。金融取引及び金融規制 |

| |
|---------------|
| 櫛橋 明香 |
| 現代家族法 |
| 民法：人格権に関わる諸問題 |

| |
|------------------------|
| 桑原 朝子 |
| 日本法史 |
| 主に前近代の日本における法と文学の関係の研究 |

| |
|------------------------------|
| 児矢野 マリ |
| 国際法A・B, 国際人権法 |
| 国際法, 国際環境法, 国際漁業法, 国際法の執行過程論 |

| |
|-----------------|
| 齊藤 正彰 |
| 国際人権法 |
| 憲法：憲法と国際法の関係など。 |

| |
|------------------------------|
| 嶋 拓哉 |
| 国際私法, 国際私法特論 (臨時開講科目) |
| 国際私法: 準拠法および国際民事手続法に関する研究全般。 |

| |
|---|
| 鈴木 一人 |
| 国際公共政策学 |
| 政治学: 国際政治経済学、ヨーロッパ研究、科学技術政策、宇宙政策、原子力安全規制の研究、2013-15 年国連安保理イラン制裁専門家パネルメンバー |

| |
|--------------------------------|
| 空井 護 |
| 政治過程論 |
| 政治学: 現代政治分析, デモクラシー論, 戦後日本政治史。 |

| |
|---|
| 田口 正樹 |
| 西洋法史 |
| 法史学: 中世後期ドイツの国制史・法史, 具体的には帝国と領邦の相関関係, 国王裁判権の機能, 都市の刑事司法, 学識法曹の活動など。 |

| |
|-------------------------------------|
| 常本 照樹 |
| 憲法 I・II |
| 憲法: 違憲審査制, アメリカ憲法, 先住民族の権利, 国際人権など。 |

| |
|-----------------------|
| 根本 尚徳 |
| 民事法事例問題研究 I |
| 民法: 差止請求権の基礎理論, 不法行為法 |

| |
|---|
| 長谷川 晃 |
| 現代法哲学 |
| 法思考論, 正義論, 法概念論, <法のクレオール>論などに関心を持ち、最近はこちらの相互連関の上でさらに法伝統論にも興味が湧いています。 |

| |
|---------------------------------------|
| 町村 泰貴 |
| 民事訴訟法 I・II, 法情報学 |
| 民事手続法, サイバー法を専門とし、フランス法を比較研究の対象としている。 |

| |
|--|
| 水野 浩二 |
| ローマ法 |
| 西洋法学史、とくに中・近世学識法における訴訟手続。19世紀以降のドイツ・日本の民事訴訟法史。 |

| |
|---|
| 宮脇 淳 |
| 政策分析 |
| 行政学：国・地方自治体の政策過程の研究を基本に、公的プロジェクト形成と行政マネジメントを実践・理論両面から検証し、政策創造に取り組んでいます。 |

| |
|--|
| 山崎 幹根 |
| 比較政府間関係論 |
| 北海道や沖縄を中心とした戦後日本の国土開発政策を研究してきました。近年はイギリスのスコットランドの動向を考察するとともに、現代日本の地方自治制度（改革）を比較研究の観点から検討しています。 |

| |
|------------------|
| 山下 竜一 |
| 環境法 |
| 行政法：環境行政法，行政裁量論。 |

| |
|---|
| 吉田 広志 |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 特許法を中心として、わが国の知的財産法制のあり方を研究しています。メーカーでの勤務経験や、弁理士としての経験を生かした「ユニークな研究」を目指しています。 |

B 実務家教員

| |
|---|
| 飯村 敏明 |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 弁護士：知的財産高等裁判所の前所長を務め、日本の知財関連の訴訟制度の改革を率いた。現在は弁護士として、多数の大規模な知的財産関連事件を取り扱っている。 |

| |
|---|
| 池田 賢太 |
| 既修者ゼミ（民事） |
| 弁護士：2010年3月に北大LS修了（4期末修）。2011年12月に弁護士登録。労働者側の労働事件や、離婚事件（とりわけDV被害者側）を比較的多く取扱っています。 |

| |
|---|
| 伊藤 絢子 |
| 民事法基礎ゼミ |
| 弁護士：平成21年弁護士登録。民事事件、家事事件、刑事事件全般に渡る種々の事件を取り扱っています。 |

| |
|--|
| 桶谷 和人 |
| 企業法務 |
| 公認会計士・弁護士：企業法務及び倒産事件を中心に税務訴訟や知的財産権も取り扱う。 |

| |
|---|
| 後藤 雄則 |
| 民事法基礎ゼミ |
| 弁護士：平成19年弁護士登録。平成22年9月に独立し、現在は民事・家事事件を中心に取扱っています。 |

| |
|---|
| 佐藤 昭彦 |
| 公法実務演習 |
| 平成13年弁護士登録。行政事件をはじめ、一般民事、刑事、家事、破産（申立、管財）事件等広く事件を取り扱っています。 |

| |
|--|
| 芝 雄亮 |
| 既修者ゼミ（民事） |
| 弁護士：平成17年北大法学部卒業、平成20年弁護士登録。民事事件を中心に家事、破産、労働、刑事事件等を取り扱っています。 |

| |
|---|
| 菅澤 紀生 |
| 環境法特論 |
| 弁護士：札幌公害対策委員会委員，日弁連公害対策委員会委員。2004年アメリカ留学，ルイス・アンド・クラーク・ロースクール環境法LLM修了。 |

| |
|---|
| 鷺見 圭一 |
| 既修者ゼミ（民事） |
| 弁護士：平成18年北大法学部卒業。平成21年北大法科大学院（3年課程）修了。平成22年弁護士登録。 |

| |
|-----------------|
| 高野 俊太郎 |
| 刑事法基礎ゼミ |
| 弁護士：平成19年弁護士登録。 |

| |
|---|
| 綱森 史泰 |
| 民法法基礎ゼミ |
| 弁護士：平成16年弁護士登録。平成26年北海道大学大学院法学研究科法学政治学専攻修士課程修了。取扱分野は民事事件一般。 |

| |
|--|
| 縄野 歩 |
| 既修者ゼミ（民事） |
| 弁護士：平成10年北海道庁に入庁。道職員時代には政策研究大学院大学を修了し，修士号（政策研究）を取得。公務員経験を経て，北大法科大学院に進学し，平成23年に弁護士登録。 |

| |
|---|
| 新川 生馬 |
| 法曹倫理II |
| 弁護士：平成8年弁護士登録。平成6年3月北海道大学法学研究科修士課程修了。平成元年～平成2年北海道銀行勤務。過去に、未修者基礎ゼミを担当。 |

| |
|--|
| 林 いつみ |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 弁護士：東京弁護士会知的財産権法部の部会長等として、多くの知財関連事件を取り扱った。数多くの著作のほか、不正競争防止法改正や、経済産業省が策定する営業秘密管理指針改訂に関する審議会の委員も務めている。 |

| |
|--|
| 韓 相郁 |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 韓国弁護士：韓国有数の法律事務所である金・張法律事務所のパートナー弁護士。 韓日の知的財産法を比較した実務的な観点から講義を行う。 |

| |
|-----------------|
| 開本 英幸 |
| 労働法特論 |
| 弁護士：平成11年弁護士登録。 |

| |
|----------------|
| 増谷 康博 |
| 医療訴訟 |
| 弁護士：平成10年弁護士登録 |

| |
|---|
| 皆川 洋美 |
| 既修者ゼミ（民事） |
| 弁護士：平成19年北大法学部卒業，平成22年北大法科大学院修了，旭川での 司法修習を経て平成23年弁護士登録（札幌弁護士会）。 労働問題（過労死・ブラック企業関連）と家事関連問題を多く扱っています。 |

| |
|--|
| 三春 裕嗣 |
| 民事法基礎ゼミ |
| 弁護士：平成14年北大法学部卒業，平成16年北大大学院法学研究科修了，平 成17年弁護士登録。 |

| |
|--|
| 山口 達哉 |
| 既修者ゼミ（民事） |
| 弁護士：平成17年北大法学部卒業，同年弁護士登録（第一東京弁護士会），平 成27年札幌弁護士会へ登録替え。企業法務、破産事件及び成年後見事件などの 他一般民事事件を扱いつつ、ライフワーク的に少年事件に取り組んでおります。 |

| |
|-----------------|
| 山田 幸司 |
| 民事法基礎ゼミ |
| 弁護士：平成22年弁護士登録。 |

| |
|--|
| 結城 真一郎 |
| 刑事実務演習C |
| 裁判官：平成16年に任官後、熊本地裁，東京地裁八王子支部，釧路家裁，東京地裁を経て，平成28年4月より札幌地裁。主に，刑事事件（裁判員裁判を含む。）を担当。 |

| |
|---|
| 吉川 武 |
| 現代倒産・執行法C |
| 弁護士：昭和62年弁護士登録。企業法務及び倒産事件を中心に民事事件を取り扱っています。 |

| |
|---|
| 吉田 悟志 |
| 民法基礎ゼミ |
| 弁護士：平成20年弁護士登録。企業や個人からの依頼を受け、民事事件を中心に業務を行っています。 |

| |
|-----------------|
| 渡邊 宙 |
| 刑事法基礎ゼミ |
| 弁護士：平成15年弁護士登録。 |

C 非常勤教員

| |
|--|
| 奥邨 弘司 |
| 知的財産法C（臨時開講科目） |
| 松下電器((現)パナソニック)での実務経験、内閣の知財戦略本部の審議会、著作権審議会の委員等の経験を生かし、AI等や著作権の制限規定について、実務的な知見や立法の動向を踏まえた講義を行う。 |

| |
|--|
| 木下 和朗 |
| 立法過程論 |
| 岡山大学大学院法務研究科教授。憲法：イギリス及びオーストラリアを主な対象とする比較憲法，議会法，選挙法。 |

| |
|---|
| 齋藤 哲志 |
| ヨーロッパ法 |
| フランス法・比較法：私法を中心とした日仏法比較。法源論、とくにフランス国内法源とヨーロッパ法源（EU法、欧州人権法）との相互関係。 |

| |
|--|
| 中島 弘雅 |
| 現代倒産・執行法B |
| 民事訴訟法、民事執行・保全法、倒産法を研究しています。特に、民事訴訟法に関しては会社関係訴訟を、倒産法に関しては再建型倒産手続を研究しています。 |

| |
|---|
| 増井 良啓 |
| 租税法B |
| 経済取引に際して課税がどうなるか、また、どういう課税ルールにすることが望ましいかを研究しています。 |

| |
|--------------------------|
| 松久三四彦 |
| 民事法事例問題研究I |
| 時効、代理、不法行為等、民法の研究をしています。 |

| |
|--|
| 村上 裕章 |
| 情報法 |
| 九州大学法学研究院教授。行政法全般、とくに、行政訴訟法、情報公開法、個人情報保護法に関心を持っています。 |

| |
|--|
| 森戸 英幸 |
| 労働法B |
| 労働法：労働法分野全般、とりわけ差別禁止法、高齢者の引退過程、企業年金など。 |

X. 各種の手続きについて

既修得単位認定申請書

平成 年 月 日

法科大学院長 殿

法学研究科 法律実務専攻 法科大学院の課程 1年次

学生番号 _____

氏 名 _____

現 住 所 _____

電 話 _____

私は、_____大学大学院_____研究科に_____年_____月から_____年_____月まで在籍（修了・中途退学）していました。ついては、法学研究科規程第22条に基づき、下記の授業科目について認定を受けたいので、審査くださるよう必要書類を添えて申請いたします。

記

| 本 学(認定申請科目) | | | | 修了又は中途退学した大学(既修得単位) | | | |
|-------------|----|-----|------|---------------------|----|------|------|
| プログラム | 単位 | 開講期 | 担当教員 | 授業科目 | 単位 | 担当教員 | 授業内容 |
| 授 業 科 目 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | 単位 | | | 計 | 単位 | | |

【申請時の注意事項】

1. 基礎プログラム及び深化プログラムについては、単位認定は行わない。
2. 法実務基礎プログラムについては、単位認定は原則として行わない。ただし、法情報学に相当する科目については、単位認定を行うこともある。
3. 単位の認定申請に際しては、修了・退学した大学院での既修得科目を本研究科規程に規定するいずれかの科目に対応させること。ただし、先端・発展プログラム及び学際プログラムについては、本学で開講していない科目についても申請を認めることがある。

(参考) 法科大学院入学前の既修得単位の認定要領

〔平成16年4月8日〕
教員会議決定

法学研究科規程第22条に定める入学前の既修得単位の認定については、以下の要領で実施する。

【認定要件】

本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院において学修した成果を、本研究科法律実務専攻の単位として認定することがある。

【認定単位数】

1. 認定の上限を30単位とする。
2. 3年課程入学者のみを対象とする。
3. 認定科目及び評価は法科大学院教員会議において決定する。
4. 認定した科目については、履修登録を要しないものとする。

【申請の手続き等】

既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の第1学期の指定する日までに次の書類を法学研究科・法学部学事担当へ提出するものとする。

- 1) 既修得単位認定申請書（本研究科所定の用紙）
- 2) 修了証明書又は退学証明書（在学期間を記載したもの）
- 3) 成績証明書
- 4) 在籍した大学のシラバス（授業内容が記載されたもの）

平成19年 2月22日 一部改正

単位認定に対する異議申出制度について

法科大学院では、定期試験を受験しながら、単位が認定されなかったみなさんを対象として、「単位認定異議申出制度」という制度を設けています。単位認定に対する、みなさんから見た透明性を確保するための措置です。ただし、同制度を利用するにあたっては、次の点に注意してください。

まず単位を取得できなかったことについて不服のあるみなさんは、この制度を利用する前に、担当教員から十分説明を受けてください。担当教員は丁寧に説明してくれるはずですが、それでもどうしても納得が行かない場合にこの制度を利用してください。異議申出書の書式は学事担当に用意してあります。異議申出は、成績表配付開始から所定の期間までに提出してください。提出された異議申出書に基づき、後日、書面で回答がなされます。

なお、単位認定や成績評価とは別問題として、たとえば自分の答案の出来不出来について担当教員から講評を受けることは、これからの勉強を進めていくうえで極めて重要で、大いに参考となります（単に「単位が認定された」とか「認定されなかった」ということよりも、こちらの方が学習上はるかに重要でしょう）。教員によっては試験の講評を行ったり、オフィスアワーを用意しています。個別的な相談にも、時間の許す限り、快く応じてくれるはずですが、疑問がある場合は遠慮なく質問し、それに基づいて、またしっかりと勉強してください。

(参考) 単位認定に対する異議申出に関する申し合わせ

〔平成16年9月30日〕
教員会議決定

1. 単位が認定されなかったことに不服を申し出る制度として、単位認定に対する異議申出制度を設ける。
2. 異議申出は、成績表配布開始の後、書面をもって行う。異議申出の期間は、別途定める。
3. 異議申出に対しては、教務委員会名で書面をもって回答する。

附 則

この申し合わせは、平成22年1月21日から適用する。

単位認定異議申出書

| | | | |
|------------------------|--|----|--|
| 対象となる科目 | | | |
| 学生番号 | | 氏名 | |
| 単位認定につき、担当教員から受けた説明の内容 | | | |
| 担当教員から受けた説明に対する疑問の内容 | | | |

- (注意)
1. 本届は、担当教員から十分に説明を受けた後に提出すること。
 2. 本届の提出期限は、学修簿配付開始日に掲示で定められた期間までとする。

再試験について

下記のとおり再試験の申込みを受け付けますので、受験希望者は法学研究科・法学部学生担当窓口（学事担当）に申し出てください。

記

1. 受験資格

平成〇〇年度〇学期に当該科目を履修した者で、単位を取得できなかった者。ただし、次のいずれかの場合には受験資格を認めない。

(1) 平常点等が低すぎ、各科目所定の成績評価の基準・方法により再試験を受けても合格の可能性がないと授業担当教員が認めた場合。

(2) 定期試験を受験しなかった場合。

※上記(1)及び(2)の受験資格の制限は平成27年度以前入学者には適用しない。

※休学等により受験資格を失う場合があるので、詳細は要確認。

2. 受付期間

平成〇〇年〇月〇日（ ）～〇日（ ）まで（期間厳守）

※期間終了後は一切受付しないので注意すること。

申込手续をしていない者が試験を受けても無効となる。

3. 実施科目

● ○○○（○○担当） ● ○○○（○○担当） ● ○○○（○○担当）

(参考)

実施時期

I 基礎プログラム

i) 春学期科目（憲法Ⅰ，民法Ⅰ，刑法Ⅰ）：前期定期試験期間（8月）。

ii) 夏学期科目（憲法Ⅱ，民法Ⅱ，商法Ⅰ，刑法Ⅱ）：後期定期試験期間（2月）。

iii) 秋学期科目（行政法Ⅰ，民法Ⅲ，商法Ⅱ，民訴Ⅰ，刑訴Ⅰ）：(ii)と同じく、後期定期試験期間（2月）。

iv) 冬学期科目（行政法Ⅱ，民法Ⅳ，商法Ⅲ，民訴Ⅱ，刑訴Ⅱ）：次年度の前期定期試験期間（8月）。

II 法曹倫理Ⅰ，法曹倫理Ⅱ，民事実務演習A，民事実務演習B，刑事実務演習A，刑事実務演習B，刑事実務演習C：後期定期試験期間（2月）。

III 公法実務演習（平成29年度以降の入学者のみが再試験の対象）：前期定期試験期間（8月）。

(参考)

再試験に関する申し合わせ

〔平成16年7月22日〕
〔教員会議決定〕

1. 基礎プログラムに属する科目並びに法曹倫理Ⅰ，法曹倫理Ⅱ，民事実務演習A，民事実務演習B，刑事実務演習A，刑事実務演習B，刑事実務演習C及び公法実務演習については再試験を行う。
2. 再試験の成績判定は，可又は不可とする。
3. 再試験の追試験は行わない。

平成25年1月17日 一部改正

平成29年2月10日 一部改正

ただし，平成29年3月31日に法科大学院の課程に在学する者については，改正後の申し合わせに関わらず，なお従前の例による。

【注意】 再試験における休学者の取扱いについて

再試験を申し込んだ者が，再試験実施時期に休学をしている場合，その者は再試験を受験することができない。

また，その者が当該科目の単位取得をするためには，その科目を再履修しなければならない。

定期試験を受験できなかった者の手続きについて

下記のような、やむを得ない事情から定期試験を受験できなかった者は、必要書類を添えて、期日までに学生担当窓口（学事担当）に申し出ること。申請した者に対しては、教務委員会による審査の後、追試験等の措置が取られることがある。

申請対象となる事情

疾病、忌引き、公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情

申請書の提出期限

当該科目試験日の翌日の正午まで（期限厳守）

※ただし、病状等の諸般の事情により、申請書の提出期限については若干の猶予を与えることもありうるので、そのような事情がある場合には学生担当窓口（学事担当）に相談すること。

必要書類

①定期試験欠席届（学生担当窓口で配付）

②欠席理由を証明する書類等（例示）

疾病については診断書、忌引きについては葬儀参列者への香典返しの葉書等の日時が記載されているもの、交通遅延については当該交通機関が発行した遅延証明書。

記入上の注意

- ・黒か青のボールペンで記入すること。鉛筆書きは不可。
- ・電話番号：緊急連絡が確実に受けられる電話番号を書くこと。
- ・教員名：同一姓の教員がいるので、フルネームで書くこと。
- ・欠席理由：できるだけ具体的に書くこと。

法科大学院定期試験欠席届

黒または青のボールペンで記入すること（鉛筆書き不可）

平成 年 月 日

学生番号 _____ 年課程 _____ 年次

氏名 _____

自宅電話 _____ ー _____ ー 携帯電話 _____ ー _____ ー

※緊急連絡が確実にとれる電話番号を書くこと。

下記理由により定期試験を欠席しました（欠席します）ので届け出ます。

記

| | 試験日・講 時 | 科 目 名 | 担 当 教 員 |
|---|------------|-------|---------|
| 1 | 月 日 () 講時 | | |
| 2 | 月 日 () 講時 | | |
| 3 | 月 日 () 講時 | | |
| 4 | 月 日 () 講時 | | |
| 5 | 月 日 () 講時 | | |

欠席理由（できるだけ具体的に）

欠席理由を証明する書類等を添付すること。

<添付書類例>

疾 病：病院等が発行した診断書

忌 引：葬儀参列者への香典返しの葉書等の日時が記載されているもの

交通遅延：各交通機関が発行した遅延証明書

法学研究科法律実務専攻（法科大学院）における進級要件に関する申し合わせ

平成29年3月2日
研究科教授会決定

法律実務専攻（法科大学院）の学生について、法学研究科規程（以下「規程」という。）第25条第1項及び第2項に定める進級要件については、次のとおりとする。

- 1 進級要件に活用するため、法科大学院グレードポイントアベレージ（以下「法科大学院GPA」という。）制度を導入する。法科大学院GPAとは、法科大学院に在学中の全期間に履修した科目の5段階の科目成績を4.0から0までの数値（グレードポイント。以下「GP」という。）に置き換えて算出する1単位あたりの科目成績平均値をいう。
- 2 法学未修者（3年課程）に対しては、規程第25条第1項に規定する要件のほか、法科大学院GPAが1.3以上であることを2年次進級要件とする。また、3年次の進級要件は、規程第25条第2項に規定する要件のほか、法科大学院GPAが1.3以上であることとする。
法学既修者（2年課程）に対しては、規程第25条第1項に規定する要件のほか、法科大学院GPAが1.3以上であることを2年次進級要件とする。
- 3 法科大学院GPAは、以下の計算式によって算定し、算定された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。
法科大学院GPA＝
〔（科目で得た各GP）×（当該GPの算定対象科目の単位数）の総和〕
÷ 履修した算定対象科目の合計単位数
- 4 成績の評価に対するGPは、次のとおりとする。
秀＝4.0 優＝3.0 良＝2.0 可＝1.0 不可＝0
- 5 法科大学院GPAは次の科目を除いた法律実務専攻で開講されている基礎プログラム及び深化プログラムの科目を対象とする。
（1）民事法基礎ゼミ
（2）法律実務専攻の実行教育課程表に規定されていない臨時に開講した科目
また、本申し合わせ第3項に定める算定対象科目とは、進級判定時の年次に履修した算定対象科目のみならず、法律実務専攻在学中に履修した全ての算定対象科目を指す。ただし、「不可」の評価を得て再履修した場合、及び本申し合わせ第8項により再履修をした場合については、再履修前の当該科目は算定対象科目から除く。
- 6 法学研究科規程第21条第2項の規定により法科大学院の課程の修得すべき

単位の一部とみなされた科目並びに第21条の2第1項及び第22条第1項により法律実務専攻における授業科目の履修により修得したものとみなされた科目については、法科大学院教員会議が法律実務専攻の実行教育課程表の中でいずれの教育プログラム区分に該当するかを指定の上、当該科目が法科大学院GPAの対象科目に該当しているか否かを判定する。

- 7 他の専攻、他の研究科、学院又は教育部の専攻の授業科目及び大学院共通授業科目については、法科大学院教員会議が法律実務専攻の実行教育課程表の中でいずれの教育プログラム区分に該当するかを指定していないことから、法科大学院GPA算定の対象としない。
- 8 進級要件を満たさなかった場合に限り、進級判定時の年次に履修した法科大学院GPAの対象科目のうち、「可」の評価を得た科目は再履修することができる。なお、過去に「可」の評価を得ている科目の再履修は、法律実務専攻開講科目に対してのみ可能とする。

附 則

この申し合わせは、平成29年度入学者から適用する。

法学研究科規程第20条第4項の規定により修得した単位の取扱いに関する申し合わせ

〔平成17年2月17日〕
〔教員会議決定〕

法律実務専攻の学生について、法学研究科規程第20条第4項の規定により他の研究科、学院又は教育部の専攻の授業科目及び北海道大学大学院共通授業科目規程（平成12年海大達第24号）に定める授業科目（以下「共通授業科目」という。）を指定して履修させ法科大学院の課程の単位とする場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 他の研究科、学院又は教育部の専攻の授業科目及び共通授業科目を履修し、法科大学院の課程の修了要件の単位とする場合、30単位を超えないものとする。
- 2 前項の規定により修得した単位については、法学研究科規程第21条第2項、第21条の2第2項及び第22条第2項の規定により修得したものとみなす単位と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 法学研究科規程第20条第2項の規定する法学既修者は、この申し合わせにかかわらず、法学研究科規程第20条第4項の規定の適用はないものとする。
- 4 この申し合わせは、平成16年度入学者から適用する。

平成18年2月23日 一部改正

XI. 規 程 関 係

1. 北海道大学大学院通則

昭和29年3月17日
海大達第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 北海道大学（以下「本学」という。）の大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

（研究科，学院，研究院，教育部，連携研究部及び専攻）

第2条 大学院に、研究科，学院，研究院，教育部及び連携研究部を置き、各研究科，学院及び教育部にそれぞれ専攻を置く。

2 前項に規定する研究科，学院及び教育部並びにそれぞれに置かれる専攻は、次のとおりとする。

文学研究科

思想文化学専攻

歴史地域文化学専攻

言語文学専攻

人間システム科学専攻

法学研究科

法学政治学専攻

法律実務専攻

情報科学研究科

情報理工学専攻

情報エレクトロニクス専攻

生命人間情報科学専攻

メディアネットワーク専攻

システム情報科学専攻

水産科学院

海洋生物資源科学専攻

海洋応用生命科学専攻

環境科学院

環境起学専攻

地球圏科学専攻

生物圏科学専攻
環境物質科学専攻
理学院
数学専攻
物性物理学専攻
宇宙理学専攻
自然史科学専攻
農学院
共生基盤学専攻
生物資源科学専攻
応用生物科学専攻
環境資源学専攻
生命科学学院
生命科学専攻
臨床薬学専攻
教育学院
教育学専攻
国際広報メディア・観光学院
国際広報メディア専攻
観光創造専攻
保健科学院
保健科学専攻
工学院
応用物理学専攻
材料科学専攻
機械宇宙工学専攻
人間機械システムデザイン専攻
エネルギー環境システム専攻
量子理工学専攻
環境フィールド工学専攻
北方圏環境政策工学専攻
建築都市空間デザイン専攻
空間性能システム専攻
環境創生工学専攻
環境循環システム専攻
共同資源工学専攻
総合化学院

総合化学専攻
経済学院
現代経済経営専攻
会計情報専攻
医学院
医科学専攻
医学専攻
歯学院
口腔医学専攻
獣医学院
獣医学専攻
医理工学院
医理工学専攻
国際感染症学院
感染症学専攻
国際食資源学院
国際食資源学専攻
公共政策学教育部
公共政策学専攻

3 第1項に規定する研究院及び研究部は、次のとおりとする。

水産科学研究院
地球環境科学研究院
理学研究院
薬学研究院
農学研究院
先端生命科学研究院
教育学研究院
メディア・コミュニケーション研究院
保健科学研究院
工学研究院
経済学研究院
医学研究院
歯学研究院
獣医学研究院
公共政策学連携研究部

(課程)

第3条 各研究科及び学院の課程は、博士課程とする。ただし、法学研究科法律実

務専攻及び経済学院会計情報専攻の課程は専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、工学院共同資源工学専攻、医学院医科学専攻及び国際食資源学院国際食資源学専攻は修士課程とする。

- 2 前条第2項に規定する公共政策学教育部公共政策学専攻の課程は、専門職学位課程とする。
- 3 第1項ただし書に規定する専門職学位課程を置く専攻及び前項に規定する公共政策学教育部は、専門職大学院（学校教育法第99条第2項の専門職大学院をいう。以下同じ。）とする。
- 4 第1項ただし書に規定する法学研究科法律実務専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、当該専攻は法科大学院とする。
- 5 前条第2項に規定する工学院共同資源工学専攻の課程は、共同教育課程（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第31条第1項に規定する共同教育課程をいう。）とし、当該専攻は本学及び九州大学が共同して教育課程を編成するものとする。

第3条の2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 4 法科大学院の課程は、専門職学位課程のうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものをいう。

（標準修業年限等）

第4条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

- 2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、修士課程の標準修業年限は、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には、研究科又は学院の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2

年未満とすることができる。

- 4 博士課程（生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）は，これを前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し，前期2年の課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。
- 5 前項の前期2年の課程は修士課程といい，後期3年の課程は博士後期課程という。
- 6 専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，法科大学院の課程の標準修業年限は，3年とする。
- 7 前項本文の規定にかかわらず，専門職学位課程の標準修業年限は，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には，専門職学位課程の置かれる研究科，学院及び教育部（以下「研究科等」という。）の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 8 修士課程にあつては4年（第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては，当該標準修業年限の2倍に相当する年数），博士後期課程にあつては6年，生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては8年，専門職学位課程にあつては4年（前項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては，当該標準修業年限の2倍に相当する年数）を超えて在学することができない。ただし，法科大学院の課程にあつては，6年を超えて在学することができない。

（長期履修）

- 第4条の2 研究科（法科大学院を除く。），学院及び教育部において，学生が，職業を有している等の事情により，標準修業年限（前条第3項及び第7項に規定する標準修業年限を除く。）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
- 2 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は，次に掲げるとおりとする。
 - (1) 修士課程 4年以内
 - (2) 博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻，医学院，歯学院，獣医学院及び国際感染症学院の博士課程 6年以内
 - (3) 専門職学位課程 4年以内
 - 3 第1項の規定により長期履修を認められた者のうち，修士課程及び専門職学位課程の学生にあつては，前条第8項本文の規定にかかわらず，長期履修を認められた期間に2年を加えた期間を超えて在学することができない。

4 前3項に規定するもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 研究科等において必要と認めるときは、前項に定める各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

3 研究科等において必要と認めるときは、第1項に定める各学期を分けて、授業を行う期間を定めることができる。

(休業日)

第7条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

2 前項の春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、研究科等において別に定める。

3 臨時の休業日は、その都度総長が定める。

4 研究科等において必要と認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第8条 研究科等の収容定員は、別表のとおりとする。

第2章 入学、再入学、転学、転科、転専攻及び留学

(入学の時期)

第9条 入学、再入学、転学、転科（学院又は教育部への所属の変更を含む。以下同じ。）及び転専攻の時期は、毎年4月とする。ただし、研究科等が必要と認めるときは、10月とすることができる。

(入学資格)

第10条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。第11条第5号において同じ。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学の大学院において、本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
 - (10) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
 - (2) 外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修

士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第22条第2項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものの第11条 生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所定の選考に合格し、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が許可した者とする。

(1) 大学における医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が5年以上である医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。)

に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。)、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。)若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を含むものに限る。)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学の大学院において、本学における所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

(8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 入学、再入学、転学、転科及び転専攻を志願する者は、当該研究科等の定める願書その他指定する書類を当該研究科等の長に提出しなければならない。

(再入学及び転学)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が再入学又は転学を許可することがある。

(1) 本学大学院の中途退学者で再び同一の課程に入学を志願する者

(2) 他の大学の大学院又は国際連合大学の課程に在学する者で所属の研究科等の長又は大学長の許可書を添え本学の大学院に転学を志願する者

(転科及び転専攻)

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上転科又は転専攻を許可することがある。

(1) 本学大学院に在学する者で課程の中途において当該研究科等の長の許可書を添え他の研究科等に所属を変更することを志願する者

(2) 本学大学院に在学する者で課程の中途において指導教員の許可書を添え所属する研究科又は学院の他の専攻に所属を変更することを志願する者

(再入学等における既修得単位等)

第13条の3 前2条の規定により、再入学、転学、転科又は転専攻を許可された者の本学、他の大学の大学院又は国際連合大学において履修した授業科目、単位及び在学期間は、その一部又は全部を当該研究科等の教授会(教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。)の議を経て通算することができる。

(留学)

第14条 学生が、第24条第1項の規定により外国の大学の大学院に、又は同条第4項の規定により外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学しようとするときは、研究科等の長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 留学の期間は、修業年限に算入する。

第3章 休学、退学及び除籍

(休学)

第15条 学生が病気その他の事由により2月以上修学できないときは、休学願に、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて、当該研究科等の長に提出し、その許可を得て、当該学年の終りまで休学することができる。

第16条 病気その他の事由により、修学が不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

(復学)

第17条 休学している学生が、休学期間中にその事由が消滅したときは、復学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添えて当該研究科等の長に提出し、その許可を得て復学することができる。

(休学期間)

第17条の2 修士課程にあつては2年（第4条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては、当該標準修業年限と同一の期間）、博士後期課程にあつては3年、生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては4年、専門職学位課程にあつては2年（第4条第7項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間と定めた場合にあつては、当該標準修業年限と同一の期間）を超えて休学することができない。ただし、法科大学院の課程にあつては、3年を超えて休学することができない。

(休学期間の取扱い)

第18条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第19条 学生が病気その他の事由により退学しようとするときは、詳細な事由を記した退学願を当該研究科等の長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 第4条第8項及び第4条の2第3項に規定する在学年限を超えたとき。
- (2) 欠席が長期にわたるとき、又は成業の見込みがないとき。
- (3) 第28条の2第5項、第7項又は第8項の規定により納付すべき入学金を納付しないとき。
- (4) 授業料の納付を怠り督促を受け、なお納付しないとき。

(復籍)

第20条の2 前条第4号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料を納付して復籍の願い出があったときは、当該研究科等の教授会の議を経て、総長が復籍する。

2 復籍の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 教育課程、授業科目、修了要件及び履修方法
(教育課程の編成方針)

第21条 大学院(専門職大学院を除く。以下この条、第22条第5項、第39条及び第42条第1項において同じ。)は、当該大学院、研究科等及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第21条の2 専門職大学院においては、第3条の2第3項及び第4項に規定する目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

3 専門職大学院においては、第21条の5第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第21条の3 大学院に、文部科学省が所管する博士課程教育リーディングプログラムにより採択された次の学位プログラム(以下この条において「リーディングプログラム」という。)を置く。

One Healthに貢献する獣医科学グローバルリーダー育成プログラム
物質科学フロンティアを開拓するAmbitiousリーダー育成プログラム

2 リーディングプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法)

第21条の4 研究科等の授業科目並びに授業科目の単位数及び履修方法は、各研究科等の定めるところによる。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要

とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各研究科等が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、修了論文、修了研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第21条の5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第21条の6 削除

(大学院共通授業科目)

第21条の7 大学院に、第21条の4第1項に定める授業科目のほか、複数の研究科等の学生を対象とした授業科目（以下「共通授業科目」という。）を開講する。

- 2 共通授業科目のうち別に定める科目は、第21条の4第1項に定める授業科目とすることができる。
- 3 研究科等において、教育上有益と認めるときは、当該研究科等の授業科目に含まれない共通授業科目を指定して履修させ、修士課程、博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。
- 4 前項に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

(単位の授与)

第21条の8 研究科等は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位

を与えるものとする。ただし、第21条の4第3項の授業科目については、研究科（専門職大学院を除く。以下同じ。）又は学院の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（授業方法等の明示）

第21条の9 研究科及び学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科及び学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第21条の10 研究科及び学院は、当該研究科及び学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（修了要件）

第22条 修士課程の修了要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士課程（工学院共同資源工学専攻、医学院医科学専攻及び国際食資源学院食資源学専攻の修士課程を除く。以下この項において同じ。）の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該修士課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該修士課程において修得すべきものについての審査

3 博士課程（生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつ

ては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

5 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第3条第1項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

第23条 生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の修了要件は、大学院に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

第23条の2 専門職学位課程の修了要件は、専門職大学院に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職大学院を置く研究科等は、第24条の3第1項の規定により当該研究科等に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲において、当該研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合

においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、法科大学院の課程の修了要件は、法科大学院に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、94単位以上を修得することとする。

(専門職大学院における授業方法等の明示等)

第23条の3 専門職大学院を置く研究科等は、専門職学位課程に在学する学生(以下この条において「専門職学位課程学生」という。)に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 専門職大学院を置く研究科等は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、専門職学位課程学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 3 専門職大学院を置く研究科等は、当該研究科等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 4 専門職大学院を置く研究科等は、専門職学位課程学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、専門職学位課程学生が1年間又は1学期間に履修登録することができる授業科目の単位数の上限を定めるものとする。

(他の研究科等における授業科目の履修)

第23条の4 研究科等において、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは他の研究科等の専攻又は学部の授業科目を指定して履修させ、修士課程、博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

- 2 前項の規定により、他の研究科等の専攻又は学部の授業科目を履修させる場合において、その必要を認めた研究科等の長は、他の研究科等の長又は学部長にこの旨を依頼するものとする。
- 3 前2項の規定による手続その他の取扱いについては、各研究科等の定めるところによる。

(博士論文の試験)

第23条の5 第22条第3項及び第5項並びに第23条の試験は、論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。

(学位論文の提出期日)

第23条の6 学位論文の提出期日は、各研究科又は学院の定めるところによる。

(他の大学の大学院等における授業科目の履修等)

第24条 研究科等において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修することを認めることができる。

- 2 前項の規定の実施に当たっては、当該他の大学との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議するものとする。
- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位又は学修の成果については、修士課程、第4条第4項の博士課程並びに生命科学院臨床薬学

専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつてはそれぞれ10単位を、専門職学位課程にあつては第23条の2第1項に規定する単位数の2分の1（法科大学院の課程にあつては30単位）を超えない範囲において、当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第4条第4項の博士課程にあつては、修士課程及び博士後期課程を通算して10単位を超えないものとする。

- 4 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等とあらかじめ協議の上、学生が、当該他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 5 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、学生が、他の専攻又は他の研究科若しくは学院において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（休学期間中の外国の大学の大学院における学修）

第24条の2 研究科等において教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において学修した成果について、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項本文の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、修士課程、第4条第4項の博士課程並びに生命科学学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程にあつては10単位、専門職学位課程にあつては第23条の2第1項に規定する単位の2分の1（法科大学院の課程にあつては30単位）を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第24条の3 研究科等において教育上有益と認めるときは、新たに本学大学院の第1年次に入学した学生が、本学大学院に入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果を、本学大学院に入学した後の当該研究科等における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本学の大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。ただし、専門職学位課程にあつては、第24条第3項本文及び前条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて第23条の2第1項に規定する単位の

2分の1（法科大学院の課程にあつては30単位）を超えないものとする。

（法科大学院における在学期間等の取扱い）

第24条の4 法学研究科において法科大学院の課程で必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第23条の2第3項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で当該研究科が認める期間在学し、同条に規定する単位については30単位を超えない範囲において、当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条第3項本文、第24条の2第2項及び前条第2項ただし書の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は、第4条第8項ただし書の規定にかかわらず、同条第6項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

4 第1項の規定により在学したものとみなされた法学既修者は、第17条の2ただし書の規定にかかわらず、第4条第6項ただし書に規定する当該課程の標準修業年限から在学したものとみなされた期間を減じた期間と同一の期間を超えて休学することができない。

（外国の大学との共同研究指導プログラム）

第24条の5 研究科及び学院において教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、本学の博士後期課程並びに生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程の学生に対し、当該外国の大学の大学院と共同で研究指導を行う教育プログラムを実施することができる。

第5章 学位授与

（学位）

第25条 研究科等において所定の課程を修了した者に対し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、本学に論文を提出してその審査に合格し、かつ、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力を有することについて、試験及び試問の方法により確認された者に対し、博士の学位を授与する。ただし、総長が別に定めるところにより、試問を免除し、又は試問以外の方法をもって試問の全部又は一部に代えることができる。

3 修士及び博士の学位並びに専門職学位に関する事項は、北海道大学学位規程（昭和33年海大達第12号）の定めるところによる。

第6章 懲戒

（懲戒）

第26条 総長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があった

ときは、当該研究科等の教授会の議を経て、懲戒する。ただし、同一の事由により懲戒すべき学生が複数の研究科等にいるときは、当該研究科等の教授会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

(停学期間の取扱い)

第26条の2 停学期間は、在学期間に算入しない。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第27条 入学又は転入学を志望する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第28条 入学料は、入学又は転入学を許可されるときにこれを納付しなければならない。ただし、次条第1項の規定により入学料の免除又は同条第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した場合は、この限りでない。

(入学料の免除及び徴収の猶予)

第28条の2 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- 2 経済的理由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又は特別な事由により入学料の納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、その者からの申請に基づき、入学料の徴収を猶予することができる。
- 3 第1項の規定により入学料の免除又は前項若しくは第6項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者に対しては、入学料の免除若しくは徴収の猶予が許可され、又は不許可とされるまでの間は、入学料の徴収を猶予する。
- 4 第1項の規定により入学料の免除又は第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が入学前に入学を辞退したときは、納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 5 第1項の規定により入学料の免除又は第2項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が、入学料の免除の不許可若しくは半額免除の許可又は徴収の猶予の許可若しくは不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 6 前項の規定により入学料の免除の不許可又は半額免除の許可を告知された者は、所定の期日までに納付すべき入学料の徴収の猶予の申請をすることができる。
- 7 前項の規定により入学料の徴収の猶予を申請した者が、徴収の猶予の許可又は不許可を告知されたときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

8 第3項の規定により入学料の徴収を猶予された者及び第5項又は前項の規定により入学料の徴収の猶予を申請し、その許可を告知された者が、当該猶予の期間中に退学を願い出たときは、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第29条 授業料は、各年度に係る授業料について、前期（毎年4月1日から9月30日までとする。以下同じ。）及び後期（毎年10月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）の2期に区分して納付するものとし、前期にあっては5月、後期にあっては11月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、総長が特に必要と認めた場合には、この項本文の規定による納付の時期を延期することができる。

2 納付期限は、別にこれを定める。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(学年の途中で修了する者の授業料)

第29条の2 特別の事情により、学年の途中で課程を修了する者の授業料の額は、その者の授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、課程を修了する月が10月以後であるときは、後期に在学する期間に係る授業料を11月に納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、学年の途中で課程を修了する者の授業料の取扱いについては、別に定める。

(長期履修者の授業料)

第29条の3 第4条の2の規定により長期履修を認められた者の授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第33条第1項第3号の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学大学院の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定により授業料の年額が定められた者が学年の途中で課程を修了する場合の授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の5月に納付しなければならない。ただし、課程を修了する月が10月以後であるときは、後期に在学する